

グリーンファーム「宝塚西谷市民農園」利用の心得

1. 利用期間

利用できる期間は、4月1日（または年度途中の契約月）から翌3月31日までとし、利用期間の終了と同時に利用資格を失うものとします。

ただし、利用者より申し出があり下佐曾利農園管理組合が認めたときは利用期間を延長することができます。

2. 利用施設等

- (1) 農園區画により、土壌等の状況が異なる場合がありますが、許可を受けた農園區画の変更は認めません。また、それによる責任も下佐曾利組合は負いません。
- (2) 利用できる施設等は、許可された農園區画のほか休憩所、灌水設備、個人ロッカー室、トイレ、駐車場、共同農具、腐葉土置き場、コンポストとします。

3. 利用者の施設管理

利用者は利用区画及びその周辺（区画に面した通路等）の除草に努めてください。また、使用施設、共同農具の清掃など日常の管理を行い、常に清潔にしてください。

なお、収穫後の残渣は農園敷地内のコンポストに集積し、ゴミと農薬は必ず持ち帰ってください。

4. 禁止行為

次のような場合は、利用が取り消されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 野菜及び草花以外の栽培に利用すること
- (2) 農園に工作物を設置すること
- (3) 農園の利用区画を変更すること
- (4) 農園を営利の目的に使用すること
- (5) 農園の許可を受けた者及びその家族並びに団体の構成員以外に利用させること
- (6) 正当な理由なく農園の利用を怠ること
- (7) 農園内で除草剤及びこれに類する薬剤を使用すること
- (8) 施設を目的以外の用途に使用すること
- (9) 他の利用者や近隣の住民に迷惑となるような行為をすること
- (10) その他、管理組合の指示に従わないとき

5. 利用許可の取り消し

農園利用者は、都合により利用許可の取り消しを申請し貸付契約を解除したとき、または利用条件に違反し貸付契約を解除された場合は、利用を取り消されます。

6. 損失補償

下佐曾利農園管理組合は、農園の栽培作物及び利用者の保管物質等の損失については、補償しません。また、自然災害・獣害等により栽培作物が損失したときも、同様とします。

なお、作業中の事故などについても一切補償はいたしません。

7. 利用者間のトラブル

農薬の使用及びその他の作業により、他の利用者との間でトラブルが発生した場合についても下佐曾利農園管理組合は、その責任を負いません。

8. 原状回復及び返還

利用者は、利用期間満了までに農園区画の整理をし原状に回復したのち、管理組合の検査を受け返還してください。利用期間満了後も放置された私物については、管理組合において処分します。又その処分費用を請求することもあります。

また、利用許可の取り消しを受けた場合についても同様とします。

9. 利用料金

利用料金は、年間 24,000 円（税込）/ 1 区画

利用料金は、口座振替により 1 年分前払いとなります。

年度途中から契約する場合は、翌 3 月末までの月割料金とします。

なお、既納の利用料は、農園の利用の中止または利用の取り消しを受けた場合についてもお返ししません。

10. 免責事項

当農園及び農園駐車場での事故、盗難、破損等について、下佐曾利農園管理組合は一切責任を負いません。事故等に注意してご利用ください。

11. その他

(1) 自動車等で来園される場合は、農園駐車場に駐車してください。

(2) 火気の使用は禁止です。(野焼き、バーベキュー等はできません。) また喫煙は定められた場所で行います。

(3) 栽培指導、栽培講習会は随時行います。

(4) 農園で使用する資材は利用者の負担とします。

なお、農協では種苗、肥料、資材等を随時斡旋しますが代金は利用者の負担とします。

以上

下佐曾利農園管理組合

TEL : 080-5638-0831